

町民の皆様へ

職員の懲戒処分

5月21日付けで町職員の懲戒処分を行いましたので、安平町職員
の懲戒処分等に関する規則に基づき公表いたします。

被処分者

所属部局 総務課
役職 課長補佐
氏名 坪田真一
年齢 46歳

懲戒処分の内容

免職

懲戒処分の理由

平成25年10月18日執行の防災行政
情報告知ネットワーク関連備品購入
事業の指名競争入札に関する入札談
合等関与行為の排除及び防止並びに
職員による入札等の公正を害すべき
行為の処罰に関する法律違反と加重
収賄、インターネットサーバー等の
保守業務等に係る随意契約に関する
受託収賄は、地方公務員法第33条（信
用失墜行為の禁止）に抵触し、地方
公務員法第29条第1項第1号（法令
違反）及び同項第3号（全体の奉仕
者たるにふさわしくない非行）に該
当することから、懲戒処分を行った
もの。

このたび、官製談合防止法違反
及び加重収賄並びに受託収賄によ
り、当町の職員が逮捕・起訴され
るといふ事件が発生し、町民の皆
様並びに関係者の皆様に変なご
心配とご迷惑をおかけし、不安と
不信を与えてしまいましたことに
つきまして、改めて心より深くお
詫び申し上げます。

公平公正な立場で職務に専念し
なければならぬ公務員として、
あつてはならない極めて悪質な行
為であり、町政への信頼を大きく
損ねることとなりましたことは誠
に遺憾なことで、慙愧の念に堪え
ません。

ここで、逮捕後の経過と事件の
内容をご報告申し上げます。

▼事件の経過と内容

元総務課課長補佐 坪田真一
は、2月25日に情報ネットワーク
に関する備品購入の入札に係る
収賄容疑により逮捕され、3月19
日には入札談合等関与行為の排除
及び防止並びに職員による入札等
の公正を害すべき行為の処罰に関
する法律違反と加重収賄により起
訴されましたが、入札に関する秘
密事項である予定価格算定の基礎

となる設計金額を業者に教示した
うえ、受注する意欲のない業者に
入札価格を指示するなどし、入札
の公正を害すべき行為を行ったう
え、落札した業者の営業活動を
行っていた業者から、それらの謝
礼として現金2百万円を受け取っ
たものであります。

さらに、同日インターネット
サーバー等に関する委託業務に係
る収賄容疑でも再逮捕され、4月
9日と4月17日に受託収賄により
起訴されましたが、インターネッ
トサーバー等に関する保守業務等
の委託契約に関し、業者から発注
してもらいたい旨の請託を受け、
その謝礼と便宜な取り計らいを受
けたいとの趣旨のもとに供与され
るものであることを知りながら、
合計438万円を口座への入金で
受け取ったものであります。

4月22日と5月20日に札幌地方
裁判所において公判が行われ、本
人並びに弁護人ともに公訴事実を
認め、弁明する意思がないことも
確認したことから、5月21日付け
で懲戒免職処分いたしました。

▼再発防止に向けて

町では、この間「業務人事対策
委員会」と「契約システム等適正
化委員会」を設置し、人事管理の

面と契約事務の面から事件の原因
究明や再発防止策の検討を行いま
したが、今回の事件は当事者の公
務員倫理の著しい欠如が最大の原
因ではあるものの、情報関係の専
門職であったことや大型事業が進
行中であつたことよって、長期
間に渡り同じ部署に在籍してきた
ことも原因のひとつとして受けと
め、人事管理の課題などを検討す
る機関として人事監理委員会を設
置するとともに、職員倫理の徹底
を図るための法令遵守マニュアル
や契約事務に係る綱紀保持マニユ
アルなどを作成することとし、こ
のような不祥事を二度と繰り返さ
ないという心構えで、職員の意識
改革や不正を行うことができない
ようなシステムを構築するなど、
全職員を挙げて再発防止に取り組
んでまいります。

▼おわりに

今回の事件により失った信頼の
回復に向け、全職員がもう一度原
点に立ち戻り、全体の奉仕者であ
る公務員としての高い倫理観と社
会的責任を深く理解し、不祥事を
二度と起こさないよう全力で取り
組み、町民の皆様から真に信頼さ
れる組織を目指してまいります。